

奈良県営住宅令和7年度上期年間随時募集のご案内

■申込受付期間及び申込先

(1) 申込受付期間

令和7年4月1日（火）から令和7年9月30日（火） ※窓口のみで受け付けます。

(2) 申込み先

●姫寺・六条山・稗田県営住宅

〒630-8115 奈良市大宮町5-3-14 不動ビル1階

(株)東急コミュニティー 奈良県営住宅北部サービスセンター

TEL 0742-30-1090

●阿部・纏向・橿原・坊城県営住宅

〒634-0005 橿原市北八木町1-1-8 橿原中央ビル5階

(株)東急コミュニティー 奈良県営住宅サービスセンター

TEL 0744-21-0109

●西小泉県営住宅

〒639-1041 大和郡山市満願寺町60-1 郡山総合庁舎3階

奈良県営住宅管理事務所

TEL 0743-51-2615

●吉野県営住宅

〒639-3192 吉野郡吉野町上市80-1

吉野町役場 町民税務課

TEL 0746-32-3081

(3) 申込方法

(ア) 上記窓口において、申込用紙に記載をしてください。

(イ) 先着順のため、抽選はありません。なお、先着順のため、募集住戸は変動することがあります。**最新の募集住戸一覧は、奈良県営住宅ホームページに掲載しておりますので、必ずご確認ください。**

URL : <https://www.naraken-sumai.jp/>

(ウ) 申込書及び提出書類は、一切返却しません。

■入居資格

1. 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあっては、これらの者が親族（事実上婚姻と同様の事情にある者又は指定入居日から三箇月以内の婚姻予定者を含む。）であること。
2. 現に県内に住所又は勤務場所を有する人（DV（配偶者からの暴力）・交際相手（生活の本拠を共にしている）からの暴力被害者、ハンセン病療養所入所者等及び海外からの引揚者は県外の方でも可）で、かつ住宅に困窮していること。
3. 多家族向住宅への申込みは、3又は4人世帯以上であること。
4. 奈良県営住宅条例の規定による収入（月額）が十五万八千円以下であること。
ただし、次に掲げる者については二十一万四千円以下まで認められます。
(ア) 申込者又は同居予定者に次の①～⑦に該当する人がいる場合
① 身体障害者手帳の交付を受けている人（障害の程度が一級から四級までであること）

- ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人（障害の程度が一級または二級であること）
- ③ 療育手帳の交付を受けている人（障害の程度が②と同程度であること）
- ④ 戦傷病者手帳の交付を受けている人（戦傷病者特別援護法第二条第一項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が、恩給法別表第一号表の二の特別項症から第六項症まで又は同法別一号表の三の第一款症であること。）
- ⑤ 厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者
- ⑥ 海外からの引き揚げ者（引き上げた日から五年以内であること。）
- ⑦ ハンセン病療養所入所者等（厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた人。）

(イ) 申込者が六十歳以上の人。かつ、同居予定者がいる場合はそのいずれもが六十歳以上または十八歳未満の人であること。

(ウ) 同居予定者に指定入居日の時点で小学校就学前の子供がある人。

5. その者又は現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあっては、これらの者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員でないこと。

また、現在公営住宅等に入居中の人は、原則として申込むことはできません。（入居予定者全員を含む。）

6. 定期募集に応募し、当選及び補欠当選となっている方はお申し込みをしていただくことはできません。

■入居資格審査と入居予定者の決定

- (1) 申込者に対して入居資格を確認するために必要な書類の提出についての案内を送付します。
- (2) 審査受付は、奈良県営住宅北部サービスセンター、奈良県営住宅サービスセンター、奈良県営住宅管理事務所又は吉野町役場町民税務課で行いますので、指定日までに提出書類を持参してください。
- (3) なお、単身者については申込者本人による来所（代理人不可）が必要です。
- (4) 来所日については、申込者に窓口にて改めて通知します。
- (5) 提出された書類を確認するため、必要に応じて実態調査を行うことがあります。
- (6) 実態調査の結果、申込書の記載事項が事実と相違していた場合は入居できません。
- (7) 入居資格が確認できない方は、失格となりますので、県営住宅には入居できません。
- (8) 入居資格審査に合格してはじめて入居予定者となります。

■入居手続

- (1) 入居予定者に対して入居手続通知書を郵送します。
ただし、婚姻予定者の場合は、原則として入籍の確認後入居手続を行います。
- (2) 入居手続日（鍵渡しの日）には次の書類等が必要です。
 - (ア) 連帯保証人の市町村税務関係課発行の直近の所得証明書及び印鑑登録証明書
 - (イ) 申込者の実印及び印鑑登録証明書
 - (ウ) その他知事が必要とする書類なお、入居手続の日時及び場所については窓口にて通知します。
- (3) 入居を辞退する場合は、書面により辞退届を提出して下さい。